

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。

市長から平成29年3月21日付橋総第692号をもって追加議案1件が送付されております。次に、議会運営委員会委員長 岡君から平成29年2月27日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 阪本君、11番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第29号 橋本市消費生活センター設置条例について から、日程第4 議案第44号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（中本正人君）日程第2 議案第29号 橋本市消費生活センター設置条例について から、日程第4 議案第44号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について までの

3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告の朗読をさせていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第29号 橋本市消費生活センター設置条例について、議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第44号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第29号は、近年の急激な高齢化や社会的ニーズの多様化を背景に、消費に関する被害や特殊詐欺被害が増えてきており、消費生活相談窓口の機能強化や消費者被害の未然防止、消費者教育の推進等を図ることを目的として、生活環境課内に消費生活センターを設置するものである。

委員から、センターの職員体制について ただしがあり、消費生活係がセンター業務を兼務するもので、当係の職員2人、専門の相談員1人とし、センター長は生活環境課長が兼務する との答弁がありました。

設置場所と相談時間について ただしがあり、保険年金課と生活環境課間で通路側のカウンターを設置している場所を想定しており、パーティションで区切った6㎡の部屋を設けてプライバシーの保護に配慮する。相談時間は市役所の業務時間と同じであるが、業務時

間外であってもメール相談の受け付けは可能であり、休日では消費者ホットライン「188」に電話することで、県消費生活センターか国民生活センターにつながり相談できるので、いずれかの方法で対応できる との答弁がありました。

所掌事務にある「消費者教育に関すること」の取り組み内容について ただしがあり、相談窓口も必要であるが、被害を未然に防止するための啓発がより重要と考えており、これまでは高齢者に対する啓発に重点を置いてきたが、今後は学校教育においても啓発活動を行っていく。委託により実施してきた高齢者に対する出前講座を職員が行うことにより、その予算を学校における啓発事業に活用していく との答弁がありました。

これまで受けた相談の被害額はいくらかとのただしがあり、捜査機関ではないので被害額については把握していない との答弁がありました。

議案第42号は、高野口墓園において新たに3㎡の区画を設定し、新規利用者の増加を図るものである。未利用の更地4㎡の3区画のブロックを、3㎡の4区画に図面上で変更するもので工事は伴わない。

委員から、墓地が返還されることが多いとのことだが、どのような場合か とのただしがあり、墓園の募集時にとりあえず親が購入したが、親が死亡したときには子が市外に住んでおり、近くに墓地を購入済みであった、というような場合が非常に多い との答弁がありました。

3㎡の区画はどれだけ設置できるか とのただしがあり、対応可能なブロックが12箇所あるため、最大で48区画である との答弁がありました。

墓園利用の資格が、伊都郡か本市に住所を有する者、あるいは本市に本籍を有する者と

なっているが、市外にも募集しているのかとのただしがあり、現在かつらぎ町住民に対しても広報している。ただし、伊都郡内の町村においても墓園は供給超過となっており、広報しても大幅な利用増加は見込めない との答弁がありました。

墓地の利用料が高いという意見はあるかとのただしがあり、民間の永代使用料と比較すると3分の1程度であり、管理料も2分の1から3分の1程度であることから、高いという意見はない との答弁がありました。

議案第44号は、固定資産税関係の証明書について、システム改修により1枚に記載できる筆数や棟数が4件から8件に増えたこと、地番図、土地台帳、家屋台帳は誰でも無料で閲覧可能であったが、個人情報保護の観点等から閲覧を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。なお、本人または委任を受けた者が自己の課税情報として土地・家屋台帳を閲覧することは従来どおり無料で可能であり、地番図については、市ホームページの橋本マップにおいて平成29年6月に公開する予定である。

委員から、今回の閲覧廃止により影響を受ける者はいるか とのただしがあり、閲覧者は、電力会社や電話会社、次いで不動産業者が多く、営業活動に利用するために閲覧している。今後は市役所では閲覧できなくなるが、法務局において手数料を支払えば閲覧できることから、費用負担は生じるが業務遂行のための必要経費であり、やむを得ないと考えている との答弁がありました。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市消費生活セ
ンター設置条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市墓園設置及
び管理条例の一部を改正する条例について
を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市手数料条例
の一部を改正する条例について を採決いた
します。

委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

日程第5 議案第28号 橋本市前畑秀子顕
彰基金条例について と、日程第6 議案
第48号 橋本市特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の利用者負担額等に関す
る条例の一部を改正する条例について の
2件

○議長（中本正人君）日程第5 議案第28号
橋本市前畑秀子顕彰基金条例について と、
日程第6 議案第48号 橋本市特定教育・保
育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
額等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）それでは、委員長報告
をさせていただきます。

去る3月9日の本会議において、本委員会
に付託された議案第28号 橋本市前畑秀子顕
彰基金条例について、議案第48号 橋本市特
定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担額等に関する条例の一部を改正す
る条例について を審査するため、3月17日
に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれ
も全会一致で原案のとおり可決すべきものと
決しましたので、以下その概要を報告いたし
ます。

議案第28号は、本市の名誉市民である前畑
秀子氏を顕彰するための活動及び事業に賛同
いただいた方からの寄附金またはその他の収
入を積み立て、適正に管理するため、新たに
基金を設けるものである。

委員から、現在、NHK連続テレビ小説（以下「朝ドラ」という。）誘致に向けての取り組みがあるが、実現しなかった場合などの本条例と顕彰事業についての考え方はとのただしがあり、朝ドラ誘致が実現しなかった場合には、前畑秀子さんのみの顕彰から古川勝さんらも加えた郷土の英雄を顕彰するものに変えていきたいと考えている。顕彰事業については、来年度からは朝ドラ誘致室を中心にしながら事業を展開し、朝ドラ誘致の最終的な期限以降は、教育委員会文化スポーツ室において市の水泳協会ともタイアップしながら、現在の記念水泳大会をはじめ節目の年における記念事業などを通じ、市民への啓発や顕彰事業を組み立てていきたいとの答弁がありました。

議案第48号は、内閣府より示された平成29年度子ども・子育て支援新制度に関する予算案に基づき、保育所、幼稚園、こども園における対象園児の利用者負担額の負担軽減措置を拡大するもので、低所得世帯の利用者負担額を減額または無償化し、一方で高所得世帯の利用者負担額を引き上げるものである。

委員から、この改正による市の収入面への影響はとのただしがあり、現時点の新年度就園予定園児で見た場合、軽減措置拡充対象者が60人、保育料負担増加対象者が22人であり、年間収入額は約68万円の減収となる見込みであるとの答弁がありました。

本市の保育料は国の基準の概ね8割程度となっており、その差額は市が負担する形となっているが、将来的には国基準に合わせていくことになるのかとのただしがあり、国基準というのは、やはり東京基準となってしまうところがあり、本市の世帯所得状況から今のところ国基準に合わせていく考えはない。これは県下の状況とも整合しているとの答弁がありました。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市前畑秀子顕彰基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。